

児童・女性福祉連絡会

子ども、女性、家族への支援に向けた連携施設の相互連携に関する事業（案）

1. 目的

平成17年度より「養護児童・女性関連連絡会」において、19年度からは「児童・女性福祉連絡会」として、児童部会、母子福祉部会、乳児部会、婦人保護部会、更生福祉部会各種別施設の相互理解、情報の共有化に向けて協議を行ってきたところであるが、種別間の制度の相違等から具体的な連携に関するモデルケース等の実施には至っていない。そこで、昨年度そのきっかけとして各部会の職員を一堂に会してのシンポジウムを実施し、各施設の現状の共有を図ったところである。

今年度はこれを受け、具体的な連携事例をつくるための実態把握を行うとともに、子ども、女性、家族支援の実態を広く社会的に周知することを目的とする。

2. 主な実施内容

（1）調査研究

- 発達障害や精神障害、被虐等重複し重度化している各施設の利用者の実態把握、その背景としてどのような問題があるのか明らかにする。
- 世代間の連鎖を断ち切り、家族支援のシステムを構築していくための各局面における支援機関・行政等の実情把握。

（2）提言活動

調査研究を踏まえ、各種別よりより広く一般に現状を周知するためのシンポジウム実施。

3. 実施方法

- （1）児童・女性福祉連絡会において検討協議し、必要に応じて外部の学識経験者、医療関係者、行政等から専門家を招聘する。
- （2）現状を把握し問題点を共有するため、必要なデータや事例の収集等を図る。
- （3）子ども、女性、家族への支援に向けた提言と、提言を周知していくためのシンポジウムを開催する。

4. 実施時期

平成21年 6月	連絡会の設置・開催
7～10月	調査研究
11～12月	課題の整理とそれを踏まえた提言
平成22年1～2月	シンポジウム

5 費用

シンポジウム等の参加費収入のほか、東京都社会福祉協議会法人運営経理区分より支出する。

平成20年度 東社協児童・女性福祉連絡会シンポジウム開催要綱

- 1 趣 旨 私たち子どもや女性、家族の生活を支える施設では、従来より様々な課題を抱えた利用者を熱心に支え続けてきました。利用者の抱える課題は重複するとともに重度化がすすみ、これらのニーズを抱えた施設利用者を占める割合は年々大きくなっています。発達障害や精神的問題をはじめとする多くの課題を抱えた利用者やその保護者の支援のための多様な取り組みから、私たち施設関係者の共通の課題をうかがうことができると考えられます。そのため、これまで各部会ごとに展開してきた子ども・女性・家族への支援について、各部会の実態について理解を深め、そこで共通する課題を共有することが今後の取り組みに向けた第一歩であるといえます。
- 子ども・女性・家族がおかれている「貧困の連鎖」を断ち切る取り組みを将来の目指す方向としつつ、社会福祉施設の現況を社会に発信していく端緒となるような場として、シンポジウムを開催します。
- 2 主 催 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 児童・女性福祉連絡会
- 3 日 時 平成21年3月6日（金） 午後1時30分～4時30分
※受付は午後1時より開始
- 4 会 場 飯田橋セントラルプラザ 12階 BCD会議室
- 5 内 容 シンポジウム
「子ども・女性・家族を支える取り組み～児童・女性福祉連絡会の連携に向けて～」
①コーディネーター 昭和女子大学 人間社会学部 准教授 高橋 久雄 氏
②シンポジスト 東京家庭学校 松田 雄年 氏(児童部会)
聖オディリアホーム乳児院 佐久間 佳子 氏(乳児部会)
目黒区氷川荘 伊丹 桂 氏(母子福祉部会)
いづみ寮 横田 千代子 氏(婦人保護部会)
けやき荘 熊谷 真弓 氏(更生福祉部会)
- 6 対象者 社会福祉法人経営者、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、婦人保護施設、更生施設、行政関係者、関係機関・団体、大学関係者、その他
- 7 定 員 100名（先着順）
- 8 参 加 費 1,000円（当日会場でお支払いください）
- 9 申込方法 別紙参加申込書に記入のうえ郵送又はFAXにて2月20日（金）までに下記宛にご送付ください。
- 10 申込先及び事務連絡先
東京都社会福祉協議会 福祉部 児童・障害担当（柴田・垂水・井口）
〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1
TEL 03-3268-7174 FAX 03-3268-0635



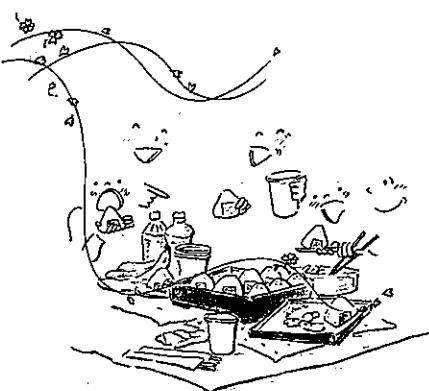
児童虐待やローブといった暴力や、貧困の問題が世代を超えて連鎖する状況が顕著になっています。今では、

東社協児童・女性福祉連絡会を構成する各部会からの課題提起を踏まえながら、これからの問題解決に向けた支援機関の連携の方針性や課題を考えます。

子ども、女性、家族への支援の連携に向けて

家族の変容と虐待・貧困の連鎖

社会の構造や家族のあり方の変容など、様々な要因が複合的に絡みながら、虐待をはじめとする暴力や貧困の世代間連鎖が一層深刻化しています。



厚生労働省が乳児院や児童養護施設、母子生活支援施設等を対象に行つた、「平成19年度社会的養護施設に関する実態調査結果」では、児童養護施設おより児童自立支援施設では約6割、母子生活支援施設では約4割、乳児院では約3割の児童が「被虐待経験有り」という結果になっています。

こうした状況について、神奈川県立保健福祉大学教授の山崎美貴子さんは「地縁的な大家族のあり方から、小規模化、核家族化がすすみ、ライフスタイルの個別化や携帯電話の普及などにより、距離感や関係性、情報伝達といったコミュニケー

境から児童養護施設等に入所してくる子どもたちも、また必然的に同じような傷つき体験をもつてゐる」として、現代社会に生じているゆがみや問題の影響を子どもや女性たちが背負わされ、孤立し、不安な状態に置かれていることを指摘します。

児童、女性支援施設の新たな協働

東社協では平成19年度より、乳児部会、児童部会、母子福祉部会、婦人保護部会、更生福祉部会の5つの部会が協働する「児童・女性福祉連絡会」を立ち上げました。これまで情報交換や学習会等を行つてきましたが、種別を越えた横断的な連携に向けて、他の種別施設の直面している課題や認識をさらに共有化していくことなどを目的に、去る3月8日に、「子ども・女性・家族を支える取り組み」をテーマにシンポジウムを開催しました。

児童養護施設の東京家庭学校校長の松田雄年さんは「3～4年前から養護ニーズの増加により、児童養護施設は常に定員が一杯の状態にあり、一時保護所に保護されてもられない子どもたちが増えている。グループホームの数が増えたことで定員も増えているが、抜本的な改善には至らない状況にある」として、入所に関わる現状を説明します。また、大規模定員の施設から小舎制への流れの中で、「グループホームに新任職員が配属されなければならない現状があり、その限られた人員配置の中で、先輩職員からの応援やストーリーズをなかなか受けられない状況もみられる。職員としての熱意と使命感のみで踏みどまつていらる現状がある」と増加傾向にあるニーズに対応する上での体制上の課題を訴えます。

母子生活支援施設である日黒区水川荘母子指導

員の伊丹桂さんは、「都内23区においては、母子生活支援施設を利用する場合、DV被害者であつても、自分の居住する区の施設しか利用することができない。DV加害者からの追跡もある中、広域利用ができない状況にある。また、施設側が、利用者へのDV加害者からの追跡に対応することも多々あるが、宿直時などは職員1名で対応しなければならない。職員配置をはじめとする最低基準の問題も大きい」として制度と現状の乖離を指摘します。

“女性といふ性”特有の課題

支援を必要とする女性たちの課題が、「売春」や「DV」などのように、法律や施設種別により縦割りになってしまっている現状について、婦人保護施設いすみ療施設長の横田千代子さんは、「本来は縦割りの中で解決すべき問題ではなく、その根底には本人の脆弱性とあわせて、社会構造の軋轢や生きづらさがある。妊娠して婦人保護施設での出産にいたった場合も、相手の男性が不明であつたり、妊娠が判明したら男性は行方不明になつてしまつというケースも多々見られる。また利用者が児童養護施設の経験者であることも少なくない。妊娠し、出産する「女性といふ性」、社会の中での立ち位置が揺らいでいる」と根源的な問題を提起します。

利用者が全て女性単身者である、更生施設けやき荘施設長の熊谷真弓さんは、「20代の利用者は施設での1日の過ごし方やスケジュールが決まつた生活の継続が難しい傾向にある。更生施設では、利用者のこれまでの生活リズムとの違いが大きい。しかしそこには、生育・生活歴の中で、女性たちが自分で生きていく力を培つてこられなかつた背

景がある。就学も満足に出来ず、そのため就労もできない。水商売から薬物に手を出したり、男性からの搾取にあいながらも、またすぐ男性の下に戻つてしまうような人が多い。こうした女性たちが自分の生活をつむぐ力を獲得していくことが必要であり、ゆっくりと生活するような体験を積み重ねていかねばならない」と利用者の自立の力をはぐくむ上で求められる視点を説明します。

利用者のぐらしきつなぐために

聖オデイリアホーム乳児院施設長の佐久間桂子さんは、「乳児は特に、対人関係や情緒が発達する上で、困つたときには特定の大人に必ず助けてもらえるという安心感、信頼感を育むことにより、愛着形成が図られる。乳児院の後に、児童養護施設へ入所する子どもは約20%程度いる。子どもたちの安心感を育み、新たな生活の場の支援者に愛着形成を移行していくためにも、施設間の連携が必要」と話します。

東京家庭学校の松田さんは、「乳児院から児童養護施設への措置変更がある場合、施設間の橋渡しとして、職員の行き来はもちろん、体験的なお泊りなど、そこに関わる職員や児童が、納得できるまで丁寧につないでいくことが必要。また、児童養護施設から母子生活支援施設へ措置変更になつたケースでは、子どもが学校が終わつてからなじみのあるグループホームに来て夕食を仲間と食べ、宿題もして、それから母親と暮らす母子生活支援施設に帰宅するといったバターンも生まれてゐる。こうした日常レベルのつながりをもつと増やしていく」と抱負を話します。

けやき荘の熊谷さんは、「他の施設に移つたり、アパートで自活する場合も、困つたときの相談先

や社会資源の紹介を丁寧にするなど、利用者の次のステップに対して、支援者が見通しを持つていくことがとても重要」として、利用者の次の人からも「自分もいつかはこの施設で暮らす」というイメージし、支援をつないでいく必要性を強調します。

婦人保護施設いすみ療の横田さんは、「18歳の女子が児童養護施設を退所し、成人になるまでの2年間が制度上の狭間にすることから、性的な搾取にあうなど、その後の人生で取り返しがつかなくなるような被害を受ける実態をふまえ、「例えば児童養護施設を退所後、婦人保護施設にうまくつないでその2年間を過ごすこと」ができるれば、女性の性の特有性を尊重し、大人になつていくため必要なことを学ぶ時間ができる。また他の入所者との交流を通して、自分を大切にしながら人間関係を育み、くらしをつむぐ体験を積み重ねていくことも可能になる」として、目の前にある二子に對して、施設がどのように機能を拓き、利用者のライフステージを支えていくかを課題として挙げました。

● ● ● ● ●

支援を必要とする子どもや女性をめぐる社会状況は、限界に近づきつつあります。神奈川県立保健福祉大学教授の山崎美貴子さんは、「それぞれの施設が実践の中で直面している課題を出し合つて共有化し、学びながら、解決に向けて横につながつていくことが必要。また施設関係者に限らない支援者や専門家を含めたネットワークを作つていかねばならない」と、支援者に求められるスタンスを語ります。

東社協児童・女性福祉連絡会では、今後、より多様な領域の関係者や支援機関との横断的な取り組みを目指して活動していく予定です。

(4) 児童・女性福祉連絡会

児童・女性福祉の向上に関する課題やサービス推進費について、家族福祉の推進や負の連鎖を断ち切るための施策の推進が急務である状況を踏まえ、協働して積極的に取り組む。

項目	事業実績	事業効果・評価等
1 連絡調整	(1) 関係行政機関等との連絡会議の開催 *共通課題について検討 (2) サービス推進費について要望を行う *検討した結果未実施	○児童虐待やDV被害等、各部会の共通課題について調査し、新たな施策策定に向けて取り組んでいく。
2 調査研究	(1) 児童福祉法やDV法等、共通課題についての調査研究の実施 *継続検討	
3 研修	(1) 共通課題をテーマにした研修会の開催 *シンポジウムの開催1回：3月8日 テーマ「子ども・女性・家族を支える取り組み～児童・女性福祉連絡会の連携に向けて～」	
*連絡会運営	(1) 連絡会の開催 *2回開催：6月17日・11月17日	

(4) 児童・女性福祉連絡会

児童・女性福祉の向上に関する課題やサービス推進費について、家族福祉の推進や負の連鎖を断ち切るための施策の推進が急務である状況を踏まえ、協働して積極的に取り組む。

項目	内容	求める効果・変更点
1 連絡調整	(1) 関係行政機関等との連絡会議の開催 *都や国等と情報交換を行う (2) サービス推進費について要望を行う	
2 調査研究	(1) 児童福祉法やDV法等、共通課題についての調査研究の実施	○各部会の共通課題について調査する。
3 研修	(1) 共通課題をテーマにした研修会の開催 *年1回	
4 連絡会運営	(1) 連絡会の開催 *年6回（その他必要に応じて開催）	